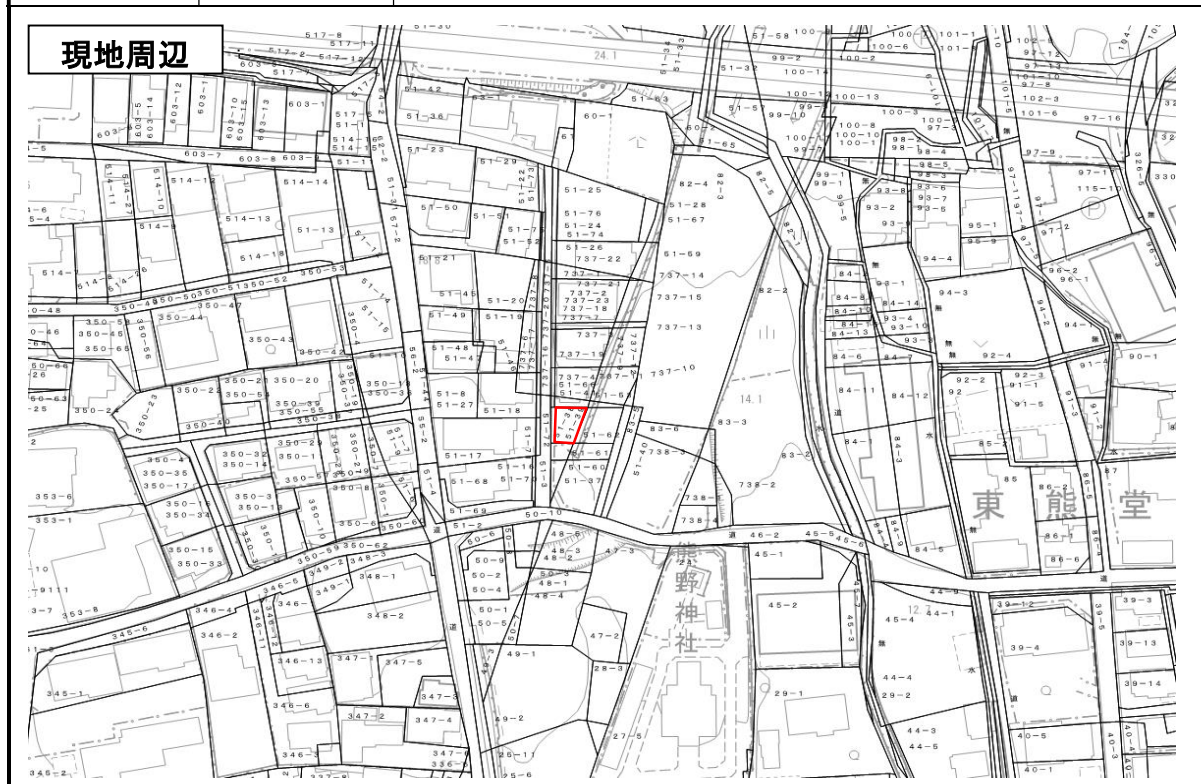


物 件 調 書 物件番号 7-9

所在地	沼津市東熊堂字辻畑 5 1 番 3 9			
地 積	5 8 . 2 0 m ²	地 目	宅 地	
接 続 道 路	西側 約 3 . 4 m			
法令制限	都市計画区域	市街化区域	建ぺい率	6 0 %
	用途地域	第 1 種住居地域	容 積 率	2 0 0 %
	防火地域	防火指定なし	その他	
施 設 設備状況			事業所名	電話番号
	電 気	引 込 可	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001
	上 水 道	引 込 可	沼津市水道部	055-934-4853
	下 水 道	引 込 可	水道サービス課	
	都市ガス	引 込 可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2811
※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。				
交通機関 (道路距離)	鉄 道	J R 東海道線 (沼津駅)	約 2 . 4 k m	
	バ ス	「公会堂前」バス停	約 4 0 0 m	
公共施設 (道路距離)	市役所等	—		
	小 学 校	沼津市立金岡小学校	約 5 5 0 m	
	中 学 校	沼津市立金岡中学校	約 1 . 5 k m	



《注意事項》

- ・ 物件調書の記載事項については、一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。各自で現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ・ 物件の引渡しは現況有姿となります。敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。既存の工作物等の撤去、処分等は買受人の負担となります。
- ・ 物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。この場合の必要な措置は、買受人の負担となります。
- ・ 各種供給処理施設（電気・上下水道・ガス等）の利用にあたっては、各供給事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- ・ 隣接地は以下のとおりとなっています。
 - 北側：2F戸建住宅
 - 南側：沼津市有地
 - 東側：擁壁（売却対象地は法上）
 - 西側：道路法認定外道路
- ・ 水道利用加入金権利はありません。（現時点で水道利用加入金権利が沼津市に帰属している場合は、所有権移転までに沼津市が権利放棄をします。）

